

保育園入園児の申し込みを受け付けます

保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。平成28年度の保育園入園申し込みを、次のとおり受け付けます。

入園基準

保護者のいずれも、次の理由により、家庭で児童を保育できない場合に申し込みができます。

- ① 保護者が家庭の外もしくは中で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合
 - ② 保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
 - ③ 保護者が出産の前後である場合
 - ④ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
 - ⑤ 保護者が求職中(原則として3カ月間)の場合
 - ⑥ 保護者が就学中である場合
 - ⑦ 家庭に火災や風水害等の災害があった場合など
- 募集園児数を超える申し込みがあった場合や年度途中の申し込みの場合、入園できないことや、希望以外

外の保育園に入園していただくことがあります。昨年度は、申し込みが集中した園で抽選を行いました。

保育時間・延長保育

表1をご覧ください。

保育園を利用する際には、入園を希望する保護者からの申請に基づいて、町が保育の必要性を認定します。保育認定を受ける方は、保育の必要量(就労時間)によって保育時間が区分されます。いずれの場合も延長保育があります。

【保育標準時間】

- やまゆり保育園、雪窓保育園、保育園つくしんぼ
午前7時30分～午後6時30分
(土曜日は午後6時まで)
- たんぼぼ保育園
午前7時45分～午後6時45分
(土曜日は午後3時45分まで)

【保育短時間】

- やまゆり保育園、雪窓保育園、保育園つくしんぼ
午前8時～午後4時
- たんぼぼ保育園
午前7時45分～午後3時45分

保育料

表2をご覧ください。

申込方法

申込書に必要事項を記入し、町民課にも係へ提出ください。

【申込書配布場所】

- 10月19日(月)から配布
- 町民課なども係
- 各保育園

【申込受付期間】

- 10月19日(月)～11月20日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日・祝日を除く)

※次の場合も、申し込みが必要です。

- 現在入園中の園児が引き続き入園を希望する場合
- 育児休暇等で年度途中の入園を予定している場合
- 広域入所(※)を希望する場合

※広域入所

町内にお住まいで、保護者の勤務の都合などで、町外の保育園を利用することです。広域入所基準を満たし、希望施設に空きがある場合に限ります。

小学生の保護者の方へ

児童クラブの申し込み期間は11月9日(月)～30日(月)です。申し込みには添付書類(勤務証明等)が必要です。ご承知ください。

問い合わせ先

町民課なども係(内線47・74・76)

(表1)

保育時間・延長保育時間

保育園名	開所時間 (土曜日は希望保育)	延長保育時間		延長保育料	
		朝(平日・土曜日)	夕方	短時間	標準時間
やまゆり保育園 雪窓保育園	午前7時30分～午後7時 (土曜日 午前7時30分～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時 土曜日 午後4時～6時	朝・夕方の 延長時間 30分70円	平日 午後6時30分～7時 30分70円 (土曜日はかかりません)
たんぼぼ保育園 (3歳未満児専門)	午前7時30分～午後7時 (土曜日 午前7時30分 ～午後3時45分)	午前7時30分 ～7時45分	平日短時間 午後3時45分～7時 平日標準時間 午後6時45分～7時	朝・夕方の 短時間延長 15分70円	朝・夕方の 標準時間延長 15分70円
杉の子幼稚園附属 保育園つくしんぼ (3歳未満児専門)	午前7時30分～午後7時 (土曜日 午前7時30分～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時 土曜日 午後4時～6時	朝・夕方の 延長時間 30分70円	平日 午後6時30分～7時 30分70円 (土曜日はかかりません)

(表2)

保育料月額徴収基準表(2号・3号認定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間		保育短時間		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第 1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0
		母子世帯等以外	6,000	5,000	5,900	4,900
第3	市町村民税均等割課税世帯	母子世帯等	11,000	9,000	10,800	8,800
		母子世帯等以外	12,000	10,000	11,800	9,800
	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	母子世帯等	16,000	13,000	15,700	12,800
		母子世帯等以外	17,000	14,000	16,700	13,800
第4	市町村民税所得割課税額	76,000円未満	23,000	19,000	22,600	18,700
		76,000円以上 97,000円未満	30,000	24,000	29,500	23,600
第5	市町村民税所得割課税額	97,000円以上 109,000円未満	35,000	25,000	34,400	24,600
		109,000円以上 122,000円未満	38,000	26,000	37,400	25,600
		122,000円以上 169,000円未満	43,000	27,000	42,300	26,500
第6	市町村民税所得割課税額	169,000円以上 217,000円未満	48,000	28,000	47,200	27,500
		217,000円以上 301,000円未満	53,000	29,000	52,100	28,500
第 7	市町村民税所得割課税額	301,000円以上 397,000円未満	55,000	30,000	54,100	29,500
第 8	市町村民税所得割課税額	397,000円以上	56,000	31,000	55,000	30,500

備 考

- 幼稚園・保育園等に同時に入園している場合…2人目は半額(100円未満は数切り上げ)、3人目は無料
- 同一世帯から3人以上の児童がいる世帯における、3人目以降の児童の保育料については、月額6,000円を上限に減額する。

町民課子ども係
雪窓保育園
保育園つくしんぼ
(内線47・74・76)
(31) 6 3 6 0
(32) 4 1 6 6

問い合わせ先

申し込み先
雪窓保育園
保育園つくしんぼ
(31) 6 3 6 0
(32) 4 1 6 6

雪窓保育園と保育園つくしんぼで実施しています。利用を希望される場合は、各園に直接お申し込みください。
なお、初めて利用される場合、事前に面談を行います。早めにお問い合わせください。

一時保育
町内に居住し、保育園に入園していない児童が対象です。保護者の仕事、出産、病気やけが、看護・介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消等で、緊急または一時的に家庭で子どもの保育をすることができない場合に利用できます。一時保育料がかかります。

入園するほどではないけれど、困ったときは…